

## 西村あさひ法律事務所

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告  
(2022年12月9日公表)の概要

金融ニューズレター

2022年12月12日号

執筆者:

E-mail✉ [有吉 尚哉](mailto:shigeaki@nishimura-asahi.com)

## 1. 顧客本位 TF 中間報告の公表

2022年12月9日、金融審議会 顧客本位タスクフォース(以下「顧客本位 TF」)は、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」(以下「中間報告」)を取りまとめ、公表しました<sup>1</sup>。顧客本位 TF は、「経済成長の成果の家計への還元促進」について、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等も踏まえて、その具体策を専門的に検討するため、2022年9月12日に金融審議会 市場制度ワーキング・グループの下に設置されたものです。2022年9月30日の金融審議会総会において示された、「我が国の家計の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと」という諮問についても、顧客本位 TF で検討が行われました。そして、中間報告は、2022年9月から12月にかけて全5回の顧客本位 TF の会合で審議された検討結果がまとめられたものです。

本稿では金融取引や金融機関の実務に影響を与える内容を中心に中間報告の概要を解説をします。なお、筆者は顧客本位 TF のメンバーを務めていますが、本稿の意見に亘る部分は筆者の私見であり、顧客本位 TF やその他の組織の見解を示すものではないことを申し添えます。

## 2. 中間報告の全体像

中間報告の構成は以下のとおりです。

### 【中間報告の構成】

- |     |   |
|-----|---|
| I   | はじめに  |
| II  | 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮                   |
|     | 1. インベストメント・チェーン全体における顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保 |
|     | 2. 顧客への情報提供・アドバイス                               |
|     | (1) 顧客等への情報提供                                   |
|     | ① 利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化                   |
|     | ② デジタル技術の情報提供への活用                               |
|     | (2) 顧客の立場に立ったアドバイザー                             |
|     | 3. 資産運用業  |
| III | 金融リテラシーの向上                                      |
| IV  | 総合的な資産形成支援                                      |
| V   | おわりに  |

このように中間報告においては、①「家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮」、②「金融リテラシーの向上」及び③「総合的な資産形成支援」という3つの項目で、制度的課題の検討や政策提言を行っています。このうち、主に①「家計

<sup>1</sup> [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221209.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html)

の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮」の中で、金融規制の見直しに関する記述がなされています。以下では、金融規制について具体的に見直しの提言がなされている事項を中心に中間報告の概要を紹介します。

### 3. 金融規制の見直しの提言

#### (1) 最善利益義務

「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下「FD 原則」)の原則 2 では「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである」ことが定められています。もっとも、中間報告では、FD 原則の下での金融事業者の取組みに関して、商品組成・選定や説明のあり方、提案方法等に関する課題が指摘されているほか、そもそも FD 原則を採択していない、あるいは、FD 原則に基づく方針等を公表していない金融事業者も多く存在しており、取組みは「道半ば」の状況にあると評価されています。また、企業年金について、運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセスや加入者への情報提供に課題があるとの指摘もあることが言及されています。

このような状況の下、中間報告では、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定める<sup>2</sup>ことなどにより、金融事業者全体による、FD 原則に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一步踏み込んだものとするのが提言されています。あわせて、企業年金制度等の運営に携わる者等もこのような規定の対象に加えることが提言されています。

今後、この提言を踏まえて、金融商品取引法や金融サービスの提供に関する法律等を改正することにより、企業年金の運営者を含む金融事業者等に対して、顧客の最善の利益を図る義務(最善利益義務)が適用されることになると見込まれます。

#### (2) 利益相反の可能性と手数料等についての情報提供のルール化

FD 原則の原則 3・原則 5 では、利益相反の把握・管理・情報提供が求められていますが、中間報告では、利益相反の可能性の顧客への情報提供についてルール化を行うことが提言されており、少なくとも以下の事項を情報提供の対象とすることが必要とされています。

- 顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合及びその対価として顧客に提供するサービスの内容(第三者から受け取る報酬等も含む)
- 組成会社や販売委託元との関係(資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品(グループ商品)を販売する場合)
- 他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い

併せて、FD 原則の原則 4 で求められている顧客が負担する手数料その他の費用の情報提供の重要性について指摘をした上で、仕組債などを念頭に、販売会社が組成会社に対して組成コストを開示するよう働きかけるとともに、組成会社においては開示に対応できる体制を整備すべきであり、こうした取組みを担保するための制度面での対応が求められると提言されています。

今後、これらの提言を踏まえて、契約締結前交付書面等の記載事項や体制整備義務に関する規定の改正が行われることが見込まれます。

#### (3) 情報提供のデジタル化

中間報告では、顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選

<sup>2</sup> このような義務の位置付けについて、中間報告では、「金融商品取引法において規定されている誠実公正義務は…解釈上、最善利益義務が含まれているかは明確でない。このため、「顧客の最善の利益を図るべき」ことを法律上定めることにより、誠実公正義務に内包されるべき「最善利益義務」が明確化されるとも考えられる」と説明されています。

択できるようにすることが提言されています。その上で、デジタル手段による提供に際しては、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの外部データを含む多様な活用・連携が可能な方法で提供が行われるようにすべきであるとされています。

他方で、顧客のデジタル・リテラシーの差異等を踏まえ、書面により情報提供を受ける選択肢を確保した上で、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべきであることも提言されています。

今後、これらの提言を踏まえて、従来は書面によることが原則であった金融商品取引法に基づく種々の情報提供について、顧客が求める場合には書面による情報提供も行うことを前提に、金融事業者がデジタル手段による提供を行うことを選択できるようにする方向で、法令改正が行われることが見込まれます。

#### (4) 実質的説明義務

中間報告では、情報提供のデジタル化の推進と併せて、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であることが指摘されており、金融商品取引業等に関する内閣府令 117 条 1 項 1 号で規定されているいわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきことが提言されています。

#### (5) 助言対象を絞った投資助言業

中間報告では、顧客が個別商品に関するアドバイスを受けられる機会を拡大する観点から、助言対象をつみたくて NISA や iDeCo などに絞った投資助言業について、登録要件の緩和をすることが提言されています。

今後、この提言を踏まえて、登録要件の緩和された投資助言業(金融商品取引業)の新たな類型が金融商品取引法に規定されることが見込まれます。

### 4. その他の制度整備の提言

#### (1) 認定アドバイザー

中間報告では、家計管理、資金計画、つみたくて NISA 等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、良質なアドバイスを受けられる環境を整備することの重要性を指摘した上で、その方策の一つとして、一定の中立性を有するアドバイザーの見える化を進めるため、下記(2)の金融経済教育を推進する中立的な常設組織が設定し、基準に該当するアドバイザー(認定アドバイザー)をリスト化・公表することが提言されています。その上で、この認定アドバイザーが行うアドバイスが持続可能なビジネスとして成立させていくために、認定アドバイザーからアドバイスを受ける個人に対する支援の可能性について検討すべきとされています。

#### (2) 金融経済教育に関する常設組織

中間報告では、金融リテラシーの向上の重要性を指摘した上で、誰一人取り残さず、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるよう、国全体として、中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織を構築することが提言されています。

この点、2022 年 11 月 28 日に新しい資本主義実現本部が決定した資産所得倍増プランでは、「金融経済教育推進機構(仮称)」を、2024 年中に設置することが示されています。そして、その設置の際、金融広報中央委員会(事務局:日本銀行)の機能を移管・承継するほか、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得るとされています。

#### (3) 資産形成支援に関する関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携

中間報告では、家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、国全体として総合的に進めていくことが重要であるとした上で、多様な国民が存在することを想定し、国民本位で、資産形成支援に関連するきめ細かい施策を、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府は「基本的な方針」を策定することが提言されています。

## 5. 継続検討とされた課題

次の課題については、顧客本位 TF において引き続き検討を行っていくものと見込まれます。

### (1) 投資運用業


中間報告では、資産運用会社等の金融商品の組成員・管理者について、金融グループ内における位置づけを明確化した上でのガバナンスや独立性の確保、顧客の最善の利益に適った商品組成・提供・管理を確保する枠組みであるプロダクトガバナンス<sup>3</sup>の実践、組成会社・販売会社それぞれについて求められるべき機能及び役割の明確化を実現していくために必要な FD 原則の見直しやルール化に向けて、検討を深めていくべきとされています。

### (2) 家計に対するアドバイス・アドバイザーのあり方

上記 3(5)や 4(1)の提言が行われているほか、顧客が良質なアドバイスを手軽に受けられる環境を整備する観点から、今後とも、幅広い観点から家計に対するアドバイス・アドバイザーのあり方についての検討を継続していくべきとされています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>3</sup> プロダクトガバナンスとは、「想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者へ必要な情報を提供することや、商品組成・情報提供のあり方について継続的に評価・検証等を行うこと」をいうと説明されています。